入　札　説　明　書

件　名

「汎用超音波画像診断装置一式の購入」

（平成 27 年 7 月 28 日入札公告分）

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課

平成 27 年７月 28 日横浜市医療局病院経営本部調達公告第５号で公告した「汎用超音波画像診断装置一式の購入」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

１　競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

汎用超音波画像診断装置一式の購入

別添購入数量表のとおり

(2) 物品の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 納入期限

契約決定した日から 60 日以内

(4) 納入場所

磯子区滝頭一丁目２番１号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

(5) 入札方法

この入札は、総価により行います。

２　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

(1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「医療機械器具」に登録が認められている者で、かつ、Ａの等級に格付けされている者であること。

(3) 平成 27 年８月６日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 当該物品に係る製造実績若しくは納入実績を有する者であること又は当該物品を納入することが可能な者であること。

３　入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(4)のとおり書類を提出しなければなりません。なお、書類作成の際には、横浜市医療局病院経営本部ホームページ入札・契約情報（http://www.city.yokohama.lg.jp/byoin/nyusatsu/nou-list.html）からダウンロードして記入し、提出してください。また、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　物品・委託等入札参加資格審査申請書（特定調達契約用）（横浜市ホームページ「ヨコハ

マ・入札のとびら」から物品・委託等の特定調達契約に係る入札参加資格申請を行い、申請データを送信した後に表示される「申請書の印刷」画面を全て印刷したもの）及び添付書類（平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていない者に限ります。提出前に(4)イの部課に必ず連絡してください。）

ウ　種目追加登録申請書（特定調達契約用）（横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から物品・委託等の特定調達契約に係る種目追加申請を行い、申請データを送信した後に表示される「申請書の印刷」画面を全て印刷したもの）（平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されている者で「医療機械器具」に登録が認められていない者に限ります。提出前に(4)イの部課に必ず連絡してください。）

エ　納入（製造）実績調書又は引受証明書

(2) 提出方法

ア　持参による提出の場合

上記(1)の提出書類を(3)の期間に紙にて(4)に掲げるそれぞれの部課に直接持参してください。

イ　郵送による提出の場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。）

上記(1)の提出書類を平成 27 年８月６日午後５時までに(4) に掲げるそれぞれの部課に必着で郵送してください。郵送は、書留郵便によらなければなりません。封筒の封皮には公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に(4)に掲げるそれぞれの部課に必ず電話連絡しなければなりません（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の１月３日まで（以下「休日等」という。）を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで)。

(3) 提出期間

公告日から平成 27 年８月６日まで（休日等を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

(4) 提出場所

ア　(1)ア及びエの提出場所

〒235-0012　磯子区滝頭一丁目２番１号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課物品管理係

本橋・長澤　電話　045(753)2615（直通）

イ　(1)イ及びウの提出場所

〒231-0017 中区港町１丁目１番地

横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル２階）

電話　045(671)2248（直通）

(5) 入札参加に係る通知

次の通知は、平成 27 年８月 20 日までに行います。

ア　一般競争入札有資格者名簿登載に係る審査結果通知書

イ　入札参加資格確認に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書

(6) その他

入札に参加しようとする者は、入札日までの間に会社合併・分割等の予定がある場合（会社合併・分割等を行った後に申出をしていない場合を含む。）は、格付等級の変更をすることがあるので、必ず申し出なければなりません。格付等級の変更によって、入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該入札に参加することができません。

4　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

(1) ２に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) ３(1) に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5　仕様書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、仕様書等に質問があり回答を求める場合には、平成 27 年８月 24 日午後５時までに別紙質問書を(2)の部課に提出しなければなりません。提出方法については、(2)の部課に確認してください。

(2) 質問書の提出先

〒235-0012　磯子区滝頭一丁目２番１号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課物品管理係

本橋・長澤　電話　045(753)2615（直通）

(3) 回答

質問に対する回答は、平成 27 年８月 31 日までに横浜市医療局病院経営本部ホームページ入札・契約情報(http://www.city.yokohama.lg.jp/byoin/nyusatsu/nou-list.html)で行い、併せて(2)の部課において文書により閲覧に供します。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6　入札及び開札

(1) 入札方法及び入札期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により、入札書を提出することとします。

ア　持参による入札書の提出

(ｱ) 入札日時

平成 27 年９月 15 日午前 10 時

(ｲ) 入札場所

磯子区滝頭一丁目２番１号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター２階会議室

イ　郵送による入札

(ｱ) 対象

郵便入札は、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。郵便入札を行う場合は、３(4)アの部課に事前に連絡しなければなりません。

(ｲ) 提出期限及び郵送先

平成 27 年９月 14 日午後５時までに３(4)アの部課に必着のこと。

(ｳ) 方法

郵便入札は、書留郵便によらなければなりません。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書を中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には公告番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に３(4) アに掲げる部課に必ず電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで)。

(2) 開札予定日時

平成 27 年９月 15 日午前 10 時

7　入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積らなければなりません。入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載しなければなりません。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に８パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。

(3) 持参による入札書の提出の場合、入札参加者は、入札室において、入札書に記載することができます。

(4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければなりません。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければなりません。

(5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

8　入札及び開札における注意事項

(1) 入札

ア　入札参加者は、入札室に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書を提示することとします。

イ　入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。

ウ　入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

エ　入札参加者は、入札・開札がすべて終了するまでの間、横浜市病院事業管理者（以下「事

業管理者」という。）が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退場することができません。

オ　入札室には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。

カ　入札室において、公正な競争の執行を妨げ、若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し、若しくは談合をした者は、当該入札室から退去させます。

(2) 開札

開札は、入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。

(3) 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、原則直ちに再度の入札を行います。

ただし、郵便入札により入札した者がいる場合は、翌日以降に再度の入札を行います。

なお、再度入札の回数は１回とします。

(4) 入札の中止

事業管理者は、入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を持参又は郵送するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア　入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。ただし、郵送の場合は、６(1)イ(ｲ)の期限までに３(4)アの部課に必着のこと。

イ　入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア　横浜市医療局病院経営本部契約規程第 24 条の規定に該当する入札

イ　２に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

ウ　３(1) に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

エ　前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

9　落札者の決定

(1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第 17 条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あった場合、直ちに当該入札

者にくじを引かせ、落札者を決定します。

(3) (2) の同価の入札をした者のうち、開札に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代ってくじを引き、落札者を決定します。

10　入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

11　契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別紙様式による契約書を取りかわします。

(2) 事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。

(3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、事業管理者から２通の契約書の案の送付を受けて記名押印します。また、事業管理者は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうちの１通を契約の相手方に送付します。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12　契約金の支払方法

(1) 前金払

行いません。

(2) 契約金の支払方法

納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払います。

13　その他

(1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

(2) 苦情申立て

ア　当該入札手続における入札参加資格の確認その他手続に関し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）第１条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができます。なお、落札者の決定後であっても苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合があります。

イ　事務局

〒231-0017 中区港町１丁目１番地

横浜市財政局契約部契約第一課（関内中央ビル２階）

電話　045(671) 3805（直通）

(3) 契約手続に関しての問い合わせ先

〒235-0012　磯子区滝頭一丁目２番１号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課物品管理係

本橋・長澤　電話　045(753)2615（直通）

(4) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。

汎用超音波画像診断装置購入数量表

品 名	数 量	単位
汎用超音波画像診断装置本体	2	台
コンベックスプローブ	2	本
高周波コンベックスプローブ	2	本
血管用リニアプローブ（幅狭）	2	本
表在用リニアプローブ（幅広）	2	本
表在用リニアプローブ（幅狭）	2	本
セクタプローブ	2	本
経食道プローブ	1	本
白黒プリンタ	2	台
ＤＶＤレコーダ	2	台

各機器の仕様については別途仕様書に基づくものとする。

汎用超音波画像診断装置仕様書

1　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による承認

1-1　汎用超音波画像診断装置（以下「超音波診断装置」という。）本体及びプローブは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で承認された医療機器であること。

2　超音波診断装置本体

2-1　超音波診断装置本体において、以下の要件を満たしていること。

2-1-1　走査方式は電子コンベックス型・電子リニア型・電子セクタ型の対応が可能であること。

2-1-2　Depth は 40ｃｍ以上であること。

2-1-3　ＢモードとＭモード、Ｂモードとドプラモードを上下及び左右表示可能で、上下表示時にＢモードの大きさを３段階以上の選択が可能であること。

2-1-4　カラードプラ、パワードプラモードが可能であること。

2-1-5　ワイドバンドドプラ技術による、高分解能、高フレームレート、低ブルーミングな血流表示モードを有し、このモードによる血流方向の色分けも可能であること。

2-1-6　カラードプラモード機能において、低流速重視、高フレームレートが可能な機能を有していること。

２cm/s 以下の血流を組織からのクラッタを抑制し、40 フレーム以上のフレームレートで観察可能であり、腹部コンベックスプローブやリニアプローブで使用可能であること。

2-1-7　パルスドプラ・ＣＷによる血流波形表示が行えること。

2-1-8　心電図波形をモニタに表示する機能を有すること。

2-1-9　深さ方向及び左右方向のゲインをボタン操作ひとつで最適化する機能を有していること。

2-1-10　ワンボタンで流速レンジとベースラインの最適化が行え、且つフリーズ後にベースラインシフト、スイープ速度の変更が行える機能を有していること。

2-1-11　リニアプローブにおいて、台形スキャンが可能であること。

2-1-12　Ｂモード画像を観察しながら広範囲にスキャンし、スキャンした検査部位全体の把握が容易にできるパノラミック機能を有すること。

2-1-13　複数方向の超音波ビームにより情報を捉える空間コンパウンド機能と、異なる周波数によって得られた情報により画像を表示する周波数コンパウンド機能と、更にその２つを同時に組み合わせた画像表示を行うことが可能であること。

2-1-14　ティッシュハーモニック機能を搭載し、フィルタ法・位相反転法による画像表示が可能で、且つハーモニック信号の収集方法を２周波合成した送信を行い、その差音信号、倍音信号により超音波画像を得る方式が可能であること。

2-1-15　スペックルやランダムなノイズを低減する Speckle Reduction 機能を有し、より鮮明な画像表示が可能であること。

2-1-16　心機能スペックルトラッキング解析を行う機能を有し、心筋の内層・外層を分

離したストレイン解析を行うことが可能であること。

2-1-17　生体特性のバラツキ（生体音速など）による受信フォーカスのブレを補正する機能を有し、補正量はマニュアル調整の他、ワンタッチで必要な補正量を自動的に計算して調整する事が可能であること。

2-1-18　リニア・コンベックスプローブの微細な圧迫動作により、組織弾性映像（エラストグラフィー・イメージング）がリアルタイム表示で可能であること。

2-1-19　プローブで直接患者を圧迫することなく、プローブからの Push Pulse によってせん断波を発生させ、せん断波の伝搬速度をカラー表示でき、硬さの空間的分布を表示できる機能を有すること。さらにせん断波の到達時間を等高線表示させ、組織内でのせん断波の伝搬状態を確認できること。

2-1-20　Mモード使用の際にはＢモード像の任意のライン上のMモードを表示することが可能であること。

2-2　超音波診断装置本体のデータ保存に関し、以下の要件を満たしていること。

2-2-1　本体にハードディスクが内蔵されており、静止画・動画の保存容量が 160ＧＢ以上であること。

2-2-2　本体内蔵のＤＶＤドライブで記録した画像を、超音波診断装置本体に読み込み、キャリブレーションを要さず再計測が可能であること。

2-3　超音波診断装置本体のプローブの接続に関し、以下の要件を満たしていること。

2-3-1　探触子のコネクタへの同時装着本数は４本以上を接続可能で、電気的に切換可能であること。

2-3-2　モータードライブマルチプレーン方式の経食道プローブ、４Ｄプローブを動作させるための基盤を装置本体内に内蔵すること。

2-3-3　プローブ切替スイッチを押すとカラータッチスクリーン画面に、本体に接続しているプローブの写真が表示可能であること。

2-4　超音波診断装置本体の操作に関し、以下の要件を満たしていること。

2-4-1　患者情報やキャラクターを入力する本体キーボードは、操作パネル下に収納が可能であること。

2-4-2　装置本体パネル上に 10.4 インチ以上のカラータッチスクリーンを有すること。

2-4-3　多機能の操作性及び視認性を高めるため、カラータッチスクリーン内のスイッチをカスタマイズ（並び替え、スイッチ登録・削除、大きさ変更）することが可能であること。

2-4-4　操作パネルのダイアル機能に、Ｂモード時はフォーカス、カラードプラ時は流速、パルスドプラ時はベースラインなど、１つのボタンで複数の機能の登録やカスタマイズが可能であること。

2-4-5　装置本体のパネル操作に関して、パネル上のボタンはユーザー登録ができ、任意に 20 カ所以上の項目を登録することが可能であること。

2-5　超音波診断装置本体のモニターに関し、以下の要件を満たしていること。
2-5-1　対角 19 インチ以上のカラーＬＣＤモニタを有しており、また画像表示領域をモニタ画面全体に表示するフルスクリーンモードへの切替が可能であること。
2-5-2　液晶モニタの前面部分には操作用アーム（取っ手）を装備し、高さ・向きを任意な位置に設定可能であること。

2-6　超音波診断装置本体に内蔵型のゼリーウォーマを有していること。

2-7　超音波診断装置本体の電源等に関し、以下の要件を満たしていること。
2-7-1　装置電源を落とす際には、シャットダウンとスタンバイモードの２つが選択でき、スタンバイモードの場合は装置立ち上げの時間がシャットダウンよりも早くなること。また、電源コンセントを抜いてもスタンバイモードが暫くの間は維持されること。
2-7-2　交流（単相）100Ｖ、50／60Ｈｚであること。
2-7-3　電撃に対する保護の形式は、クラスⅡ機器であること。

2-8　既存の生理検査部門システム（富士フィルムメディカル㈱製）とのＤＩＣＯＭ接続（ＳＴＲＡＧＥ、ＭＷＭ、ＳＲ）を行うこと。

3　コンベックスプローブ
3-1　コンベックスプローブについて、以下の要件を満たすこと。
3-1-1　Ｂモードでの周波数帯域は、1.9MHz 以下から 5.0MHz 以上の帯域を満たすこと。
3-1-2　Ｂモードでの周波数切替は９周波以上可能であること。
3-1-3　プローブの視野角は 68°～73°の範囲であること。

4　高周波コンベックスプローブ
4-1　マイクロコンベックスプローブについて、以下の要件を満たすこと。
4-1-1　Ｂモードでの周波数帯域は、2.8MHz 以下から 8.2MHz 以上の帯域を満たすこと。
4-1-2　Ｂモードでの周波数切替は９周波以上可能であること。
4-1-3　プローブの視野角は 63°～68°の範囲であること。

5　血管用リニアプローブ（幅狭）
5-1　血管用リニアプローブ（幅狭）について、以下の要件を満たすこと。
5-1-1　Ｂモードでの周波数帯域は、3.0MHz 以下から 10.0MHz 以上の帯域を満たすこと。
5-1-2　Ｂモードでの周波数切替は９周波以上可能であること。
5-1-3　プローブの視野幅は 36mm 以上～40mm 以下であること。

6　表在用リニアプローブ（幅広）
6-1　表在用リニアプローブ（幅広）について、以下の要件を満たすこと。
6-1-1　Ｂモードでの周波数帯域は、3.2MHz 以下から 12.0MHz 以上の帯域を満たすこと。
6-1-2　Ｂモードでの周波数切替は９周波以上可能であること。

6-1-3　プローブの視野幅は 56mm 以上～60mm 以下であること。

7　表在用リニアプローブ（幅狭）

7-1　表在用リニアプローブ（幅狭）について、以下の要件を満たすこと。

7-1-1　Ｂモードでの周波数帯域は、4.5MHz 以下から 15.0MHz 以上の帯域を満たすこと。

7-1-2　Ｂモードでの周波数切替は９周波以上可能であること。

7-1-3　プローブの視野幅は 36mm 以上～40mm 以下であること。

8　セクタプローブ

8-1　セクタプローブについて、以下の要件を満たすこと。

8-1-1　Ｂモードでの周波数帯域は、1.4MHz 以下から 3.8MHz 以上の帯域を満たすこと。

8-1-2　Ｂモードでの周波数切替は９周波以上可能であること。

8-1-3　プローブの視野角は約 90°であること。

9　経食道プローブ

9-1　経食道プローブについて、以下の要件を満たしていること。

9-1-1　Ｂモードでの周波数帯域は 2.4MHz 以下から 7.8MHz 以上の帯域を満たすこと。

9-1-2　断層走査面を電動で可変する機能（モータドライブマルチプレーン）を有していること。

10　白黒プリンタ

10-1　白黒プリンタについて、以下の要件を満たしていること。

10-1-1　サーマルヘッド感熱記録方式であること。

10-1-2　超音波診断装置本体の操作パネルからプリントできること。

11 ＤＶＤレコーダ

11-1　ＤＶＤレコーダについて、以下の要件を満たしていること。

11-1-1　ＤＶＤ－ＲもしくはＤＶＤ－ＲＷで記録ができること。

11-1-2　超音波診断装置本体の操作パネルから録画できること。

12　保守・メンテナンス

12-1　納入機器ごとに各２部ずつ取扱説明書､操作マニュアル及び添付文書を付属すること。これらの図書は日本語で明瞭に記載されていること。

12-2　周辺機器も含め､設置時までに装置等の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は最新の仕様で設置すること。

12-3　装置の納品後、１年間は無償で製品保証をすること。また、装置が正常に作動するように、納品後１年以内に無償で点検を行い、障害発生の防止を図ること。

12-3-1　本装置の円滑な運用を実現するため、点検、調整及び技術的サポートを行える体

制を有すること。

12-3-2　障害発生時において､連絡を受けてから復旧のために速やかに現場に到着して対応できる体制を有すること。

12-3-3　休日、夜間並びに年末年始のサービス体制が確立されていること。

12-3-4　取扱方法､操作方法等の当センター担当者への説明については､当センターと協議の上､当センターが必要とする期間対応すること。また､必要に応じて操作に関する電話対応、再派遣などの体制を確保すること。

13　納品

13-1　配送、搬入、据付、調整を行い、使用できる状態とすること。また、これらの費用の一切は本契約に含まれていること。

14　この仕様書に記載されていない事項であっても､本装置の稼働上必要な事項については、当センターと随時協議して対応すること。